

2019年3月26日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—資本市場関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第483号）

中国人民銀行、財政部 銀行間債券市場でのパンダ債発行規則を整備 海外発行体の起債関連ルールをより明確に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行と財政部は、2018年9月8日付で『全国銀行間債券市場における海外機関の債券発行管理暫定規則』（中国人民銀行・財政部公告[2018]第16号、以下『規則』という）を公布しました。『規則』では、全国銀行間債券市場におけるオンショア人民元建て債券（パンダ債）の発行について、外国政府系機関、国際開発機関、非金融法人企業、海外金融機関の4種類の海外機関・法人による債券発行のルールを整備し、規範化を図りました。これに伴い『国際開発機関の人民元建て債券発行管理暫定規則』（中国人民銀行・財政部・国家発展改革委員会・中国証券監督管理委員会公告[2010]第10号）は廃止となります。

□ 中国債券市場の開放拡大に向け、全国銀行間債券市場での起債関連ルールを整備

中国では、2005年に初めて国際開発機関が全国銀行間債券市場にてパンダ債を発行しました。その後、外国政府系機関、海外金融機関、非金融法人企業と発行体の多様化が進んでいます。

【図表1】全国銀行間債券市場における海外発行体と手続機関

発行体	登録/認可機関
外国政府系機関、国際開発機関、非金融法人企業	✓ 中国銀行間市場交易商協会（登録）
海外金融機関	✓ 中国人民銀行（認可）

（『規則』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

今回の『規則』では、これまでのパンダ債発行の経験を踏まえ、海外機関・法人が全国銀行間債券市場において起債する際の要件や、手続き、情報開示等に関する規定をさらに明確にしています。

各発行体の起債について、外国政府系機関、国際開発機関、非金融法人企業は中国銀行間市場交易商協会（NAFMII）にて登録の方法をとっています。一方、海外金融機関は中国人民銀行による認可が必要であるとしており、またその際の要件や提出資料についても定めています（次頁図表2）。

また情報開示について、今回初めて、海外機関・法人は、他の市場で重要な情報を開示する場合、全国銀行間債券市場においても当該情報を開示するよう義務付けられました。

なお非金融法人企業等の起債要件、提出資料については、従来通り NAFMII 等の規定に従わなければならないため注意が必要となります。

【図表 2】 海外金融機関の起債要件及び提出書類

項目	主な内容
起債要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 払込資本金が 100 億元相当以上であること ② 良好なコーポレートガバナンス体制及び健全なリスク管理体制を有すること ③ 財務状況が安定し、信用状況が良好であり、直近 3 年がいずれも黒字であること ④ 債券発行の経験と良好な債務返済能力を有すること ⑤ 所在国・地域の金融監督機関から効果的な監督管理を受け、主要リスク管理指標が金融監督当局の規定に合致すること
中国人民銀行への提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 債券発行申請書 ② 発行者の意思決定機関が債券発行を認める有効な決裁書もしくはその他の証明書 ③ 目論見書 ④ 直近 3 年の決算報告書、監査報告書及び直近期の決算報告書（もしある場合） ⑤ 所在国・地域の金融監督当局が、当該金融機関による関連金融業務の展開を認める証明書 ⑥ 信用格付け報告書及び信用格付のモニタリングに関する説明（もしある場合） ⑦ 保証契約書及び保証人の信用状況に関する説明（もしある場合） ⑧ 中国国内及び発行者所在国・地域における関連の法律業務資格を有する法律事務所等の法律顧問が発行した法律意見書

（『規則』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

中国人民銀行は、全国銀行間債券市場でのパンダ債発行について、「2005 年の国際開発機関による発行以降、海外機関・法人の国内での起債による資金調達規模は拡大しており、発行体の多様化も進んでいる。2018 年 8 月末時点、これら発行体の債券発行額は累計で 1,781.6 億元に達した。」と説明しました。

中国人民銀行はさらに、「今後も引き続き、中国金融市場の対外開放を穏やかに推進していく」とし、全国銀行間債券市場の開放拡大にも前向きな姿勢を示しています。ルール整備の一環として打ち出された『規則』は、海外発行体の実情を考慮し、海外関連ルールとの整合性もとることで、パンダ債発行拡大への追い風となることが期待されます。

*

『規則』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 9 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

中国人民銀行 財政部公告[2018]第16号

全国銀行間債券市場の対外開放の促進や、海外機関による債券発行の規範化、債券市場投資家の合法的な権益の保護を図るため、中国人民銀行、財政部は『全国銀行間債券市場における海外機関の債券発行管理暫定規則』を制定、ここにこれを公布し、公布日より実施する。

中国人民銀行、財政部

2018年9月8日

付属文書

全国銀行間債券市場における海外機関の債券発行管理暫定規則

1、総則

- (1) 全国銀行間債券市場の対外開放の促進や、海外機関による債券発行の規範化、債券市場投資家の合法的な権益の保護を図るため、「中華人民共和国中国人民銀行法」、「中華人民共和国会計法」等の法律・法規に基づき、本規則を制定する。
- (2) 本規則でいう海外機関とは、全国銀行間債券市場において債券を発行する外国政府系機関、国際開発機関、海外において合法的に登録した金融機関及び非金融法人企業等を指す。
- (3) 本規則でいう外国政府系機関とは、主権国家の政府、地方政府及び政府機能を有する機構等を指す。
本規則でいう国際開発機関とは、国際的開発を目的とする投融資を行う多国的、二国的及び地域的な国際開発型金融機関を指す。

2、発行申請

- (4) 海外金融機関による全国銀行間債券市場での債券発行は、中国人民銀行による認可を経なければならない。
外国政府系機関、国際開発機関等による全国銀行間債券市場での関連債券の発行や、海外非金融法人企業による全国銀行間債券市場での非金融企業債務調達手段の発行は、中国銀行間市場交易商協会（以下、NAFMII）にて登録を申請しなければならない。

- (5) 外国政府系機関、国際開発機関は債券発行の経験と、良好な債務返済能力を有していなければならない。
- (6) 海外金融機関が債券を発行する際、以下の条件を満たさなければならない。
- ① 払込資本金が 100 億元又は相当額の外貨を下回ってはならない、
 - ② 良好なコーポレートガバナンス体制及び健全なリスク管理体制を有すること、
 - ③ 財務状況が安定し、信用状況が良好であり、直近 3 年がいずれも黒字であること、
 - ④ 債券発行の経験と良好な債務返済能力を有すること、
 - ⑤ 所在国・地域の金融監督当局から効果的な監督管理を受け、主要リスク管理指標が金融監督当局の規定に合致すること。
- (7) 海外金融機関は債券を発行する際、中国人民銀行に対し以下の資料を提出しなければならない。
- ① 債券発行申請書、
 - ② 発行者の意思決定機関が債券発行を認める有効な決裁書もしくはその他の証明書、
 - ③ 目論見書、
 - ④ 直近 3 年の決算報告書、監査報告書及び直近期の決算報告書(もしある場合)
 - ⑤ 所在国・地域の金融監督当局が、当該金融機関による関連金融業務の展開を認める証明書
 - ⑥ 信用格付け報告書及び信用格付のモニタリングに関する説明(もしある場合)
 - ⑦ 保証契約書及び保証人の信用状況に関する説明(もしある場合)
 - ⑧ 中国国内及び発行者所在国・地域における関連法律業務資格を有する法律事務所等の法律顧問が発行した法律意見書。

3、債券発行・登記・保管・決済

- (8) 海外機関の債券発行については、1 度に全額一括で発行する、又は限度額内において数回に分けて発行するという方法を採用することが可能である。
- (9) 海外において豊富な債券発行経験を有する、もしくは既に中国国内において債券を発行し、1 年以上にわたり情報開示を行った外国政府系機関、国際開発機関及び海外金融機関は、限度額内において数回に分けての債券発行を申請することができる。
海外非金融法人企業は限度額内に数回に分けての債券発行を申請する場合、NAFMII の関連規定を順守しなければならない。
- (10) 海外金融機関は全国銀行間債券市場の関連規定に基づき債券発行価格を設定する際、事前に当期発行した更新後の目論見書、信用格付け報告書(もしある場合)、引受契約書及びシンジ

ケート団との契約書、法律意見書及びその他の最終文書を中国人民銀行へ届出をしなければならない。

- (11) 海外機関が発行した債券は、中国人民銀行が認めた保管振替機関に保管しなければならない。発行完了後、発行者は速やかに保管振替機関に対し債権・債務関係を確認し、保管振替機関は速やかに債券登記をしなければならない。
海外機関は保管振替機関の関連規定に基づいて、利金を速やかに債券保有者が指定した資金口座に振り込むことを確保しなければならない。
- (12) 海外機関は認可もしくは登録を経てから中国国内において債券を発行する場合、外貨登記をしなければならない。資金調達に係る口座開設、外貨取引、クロスボーダー送金及び情報報告等の事項については、中国人民銀行、国家外貨管理局の関連規定に合致しなければならない。

4、情報開示

- (13) 海外機関は債券発行前及び償還期間内に、全国銀行間債券市場の関連規定に基づき情報開示義務を履行しなければならない。海外機関及び保証人（もし存在する場合）は開示情報の真実性や、正確性、完全性、即時性を確保しなければならない。虚偽記載、誤解を招く陳述及び重大な遺漏があってはならない。
海外機関が他の市場において開示した重要な情報は、同時に、又は合理的な最短時間内に全国銀行間債券市場で開示しなければならない。
- (14) 海外機関は、書面で債券購入を合意した特定の適格機関投資家に対し私募債を発行する場合、書面での私募発行約定の内容及び形式に基づき情報開示を行わなければならない。開示対象は特定適格機関投資家に限定され、目論見書や、決算報告書等の発行文書の公開は禁止される。
- (15) 国際開発機関が債券を発行する際、決算報告書を公開する場合、目論見書及び決算報告書の目立つ場所に決算報告書が採用する会計基準を記載しなければならない。中国企業会計準則、もしくは財政部が互惠の原則に基づき認めた同等な会計基準（以下、同等な会計基準）を採用しない決算報告書を公開する場合、採用した会計基準と中国企業会計準則の重要な差異に対する説明も同時に開示しなければならない。
- (16) 海外金融機関及び非金融法人企業が債券を発行する際、決算報告書を公開する場合、目論見書及び決算報告書の目立つ場所に決算報告書が採用する会計基準を記載しなければならない。中国企業会計準則、もしくは同等な会計基準を採用しない決算報告書を公開する場合、以下

の補足情報も同時に提供しなければならない。

①採用した会計基準と中国企業会計準則の重要な差異、

②中国企業会計準則に基づき調整した数値の差異情報、会計基準の差異による海外機関の財務諸表における全ての重要項目への影響額に対する説明。

- (17) 海外機関は、書面で債券購入を合意した特定の適格機関投資家に対し私募債を発行する場合、特定の適格機関投資家と話し合っ て決算報告書で採用する会計基準を決めることが可能である。債券購入合意書にてリスクを十分に提示し、投資家が自らリスクを負うことを確認しなければならない。
- (18) 海外機関が公開した発行文書は中国語簡体字版もしくは中国語訳簡体字版でなければならない。
- (19) 海外機関は債券を発行し、中国企業会計準則を採用して決算報告書を作成する場合、中国国内における証券先物業務資格を有する会計士事務所を指名し、決算報告書に対し監査をさせなければならない。他の会計基準を採用し決算報告書を作成する場合、中国国内における証券先物業務資格を有する会計士事務所、もしくは以下の条件を満たす海外会計士事務所を指名し、監査をさせなければならない。
- ①海外所在国・地域にて法に基づき登録設立し、監査業務の執業資格を取得し、かつ正常な営業状態にある、
- ②良好な国際的評価と市場での認知度を有する、
- ③所在国・地域において証券公開発行関連の監査業務を取り扱うことが可能であり、5年以上の証券公開発行関連の監査業務経験を有する、
- ④財政部が規定したその他の条件、もしくは監督管理上の要求。

海外機関が債券を発行する際に提供する中国企業会計準則に基づき調整した数値の差異情報は、中国国内における証券先物業務資格を有する会計士事務所により検証されなければならない。

- (20) 海外会計士事務所は、海外機関からその中国国内における起債関連の決算報告書に対し監査の委託を受ける場合、財政部の監督管理を受け、関連規定に基づき財政部への届け出をしなければならない。海外会計士事務所の所在国・地域が財政部と監査監督管理の同等性を認める協定、もしくは起債関連の監査監督管理協力協定を締結した場合、協定での約定に基づき執行する。
- (21) 海外会計士事務所は遅くとも海外機関による債券発行申請の提出前20営業日以内に財政部にて

初回の報告・届出をし、ならびに償還期間において年度ごとに報告・届出をしなければならない。

5、その他

- (22) 海外機関の債券発行に対し専門サービスを提供する引受幹事会社、カストディアン、信用格付け会社、会計士事務所、法律事務所等の専門機関及び関係人員は、勤勉で職責を尽くし、行動規範及び職業倫理を厳格に遵守し、規定と約定に基づき義務を履行し、相応の法的責任を負わなければならない。
- (23) 財政部は法に基づき、関連決算報告書の監査業務を担当する会計士事務所に対し監督管理を行う。規定違反や、業務実施に深刻な質的問題が存在する海外会計士事務所に対し、財政部は期限付き是正命令、公告等の監督管理措置を採る権利を有する。
- (24) 海外機関が債券を発行する際、中国国内及び発行者所在国・地域における関連法律業務資格を有する法律事務所等の法律顧問が法律意見書を発行しなければならない。国内関連事項については、「中華人民共和国弁護士法」に基づき業務を行う弁護士が法律意見書を発行しなければならない。
- (25) 海外機関の債券発行者は、投資者保護メカニズムを確立し、独立した第三者の国内機関に対し、償還期間において債券保有者の利益保護を委託しなければならない。独立した第三者機関は勤勉で職責を尽くし、独立・公正な立場で職務を遂行し、発行者による重大事項の情報開示や、債券保有者会議の開催等の投資者保護メカニズムの徹底実施を確保しなければならない。
- (26) 海外機関は債券を発行し、信用格付け報告書を公開する場合、その格付け報告書は認可された全国銀行間債券市場向け格付け機関により発行されなければならない。
- (27) NAFMII は、全国銀行間債券市場における海外機関の債券発行に対する自主管理を強化し、外国政府系機関、国際開発機関、非金融法人企業等による全国銀行間債券市場での債券発行・登録等関連規則及び海外機関の債券発行情報開示手引きの制定や、発行者の情報開示に対する評価・継続的監督を行う。規定に基づき情報開示ができない場合は、速やかに中国人民銀行に報告しなければならない。

6、附則

- (28) 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地域の機関が全国銀行間債券市場において債券を発行する場合、本規則を参照して執行する。
- (29) 本規則は中国人民銀行が財政部とともに解釈に責任を負う。本規則で言及していない事項は、中国人民銀行、財政部の関連規定に基づき執行する。
- (30) 本規則公布前に、既に全国銀行間債券市場における債券発行の批准を得ている、もしくは登録済みである海外機関は、批准獲得もしくは登録時の関連規定に基づき執行することが可能である。

(中国語原文)

中国人民银行 财政部公告〔2018〕第16号

为促进全国银行间债券市场对外开放，规范境外机构债券发行，保护债券市场投资者合法权益，中国人民银行、财政部制定了《全国银行间债券市场境外机构债券发行管理暂行办法》，现予公布，自公布之日起实施。

中国人民银行 财政部
2018年9月8日

附件

全国银行间债券市场境外机构债券发行管理暂行办法

一、总则

- (一) 为促进全国银行间债券市场对外开放，规范境外机构债券发行，保护债券市场投资者合法权益，根据《中华人民共和国中国人民银行法》、《中华人民共和国会计法》等法律法规，制定本办法。
- (二) 本办法所称境外机构是指在全国银行间债券市场发行债券的外国政府类机构、国际开发机构、在中华人民共和国境外合法注册的金融机构法人和非金融企业法人等。
- (三) 本办法所称外国政府类机构包括主权国家政府、地方政府及具有政府职能的机构等。本办法所称国际开发机构是指进行开发性贷款和投资的多边、双边及地区国际开发性金融机构。

二、发行申请

- (四) 境外金融机构法人在全国银行间债券市场发行债券应经中国人民银行核准。外国政府类机构、国际开发机构等在全国银行间债券市场发行相关债券以及境外非金融企业法人在全国银行间债券市场发行非金融企业债务融资工具应向中国银行间市场交易商协会（以下简称交易商协会）申请注册。
- (五) 外国政府类机构、国际开发机构应具备债券发行经验和良好的债务偿付能力。

- (六)** 境外金融机构法人发行债券应具备以下条件：
- (一) 实际缴纳资本不低于 100 亿元人民币或等值货币；
 - (二) 具有良好的公司治理机制和完善的风险管理体系；
 - (三) 财务稳健、资信良好、最近三年连续盈利；
 - (四) 具备债券发行经验和良好的债务偿付能力；
 - (五) 受到所在国家或地区金融监管当局的有效监管，主要风险监管指标符合金融监管当局规定。
- (七)** 境外金融机构法人发行债券应向中国人民银行提交以下材料：
- (一) 债券发行申请；
 - (二) 发行人有权机构关于同意债券发行的有效决议或其他证明文件；
 - (三) 募集说明书；
 - (四) 近三年的财务报告、审计报告，及最近一期财务报告(若有)；
 - (五) 境外金融机构法人发行债券还应同时提供所在国家或地区金融监管当局同意其开展相关金融业务有关证明文件；
 - (六) 信用评级报告及跟踪评级安排说明（若有）；
 - (七) 担保协议及担保人资信情况说明（若有）；
 - (八) 境内及发行人所在国家或地区具有相关法域执业资质的律师事务所等法律顾问出具的法律意见书。

三、债券发行、登记、托管、结算

- (八)** 境外机构发行债券可采用一次足额发行或在限额内分期发行的方式。
- (九)** 具备境外丰富的债券发行经验，或已在中华人民共和国境内发行债券、持续信息披露一年以上的外国政府类机构、国际开发机构和境外金融机构法人，可申请在限额内分期发行债券。境外非金融企业法人申请限额内分期发行债券的，应遵守交易商协会的有关规定。
- (十)** 境外金融机构法人应按照国家银行间债券市场相关规定在债券发行定价前，将当期发行的更新募集说明书、信用评级报告（若有）、承销协议和承销团协议、法律意见书以及其他最终相关文件向中国人民银行备案。
- (十一)** 境外机构发行的债券应托管在中国人民银行认可的登记托管机构。发行结束后，发行人应及时向登记托管机构确认债权债务关系，登记托管机构应及时办理债券登记。境外机构应按照登记托管机构有关规定，确保付息兑付有关资金及时划入债券持有人指定资金账户。

(十二) 境外机构经核准或注册在境内发行债券应办理外汇登记，募集资金涉及的账户开立、资金汇兑、跨境汇拨及信息报送等事宜，应符合中国人民银行、国家外汇管理局有关规定。

四、信息披露

(十三) 境外机构应在债券发行前和存续期间按照全国银行间债券市场的有关规定履行信息披露义务。境外机构以及担保方（若有）应确保信息披露真实、准确、完整、及时，不得有虚假记载、误导性陈述和重大遗漏。

境外机构在其他市场披露的重大信息，也应当同时或在合理的最短时间内在全国银行间债券市场进行披露。

(十四) 境外机构面向达成书面定向认购约定的合格机构投资者定向发行债券的，应按照书面定向认购约定的内容与形式进行信息披露，信息披露对象仅限于定向发行债券的合格机构投资者，不得公开披露募集说明书、财务报告等发行文件。

(十五) 国际开发机构发行债券时，公开披露有关财务报告的，应在募集说明书及财务报告的显著位置声明其财务报告所使用的会计准则，若未使用中国企业会计准则或经财政部按照互惠原则认定已与中国企业会计准则实行等效的会计准则（以下简称等效会计准则）编制所披露的财务报告，应同时披露所使用会计准则与中国企业会计准则重要差异的说明。

(十六) 境外金融机构法人和非金融企业法人发行债券时，公开披露有关财务报告的，应在募集说明书及财务报告的显著位置声明其财务报告所使用的会计准则，若未使用中国企业会计准则或等效会计准则编制所披露的财务报告，应同时提供如下补充信息：

（一）所使用会计准则与中国企业会计准则的重要差异；

（二）按中国企业会计准则调节的差异调节信息，说明会计准则差异对境外机构财务报表所有重要项目的财务影响金额。

(十七) 境外机构面向达成书面定向认购约定的合格机构投资者定向发行债券的，可由境外机构与定向合格机构投资者自主协商确定财务报告所采用的会计准则，并在书面定向认购约定中充分提示风险，确认投资者风险自担。

(十八) 境外机构公开披露的发行文件应为简体中文或提供简体中文译本。

(十九) 境外机构发行债券，采用中国企业会计准则编制财务报告的，应当聘请中华人民共和国境内具有证券期货业务资格的会计师事务所对财务报告进行审计；采用其他会计准则编制财务报

告的，应当聘请中华人民共和国境内具有证券期货业务资格的会计师事务所或符合以下条件的境外会计师事务所进行审计：

（一）在境外所在国家或地区依法注册成立，取得从事审计业务的执业资格并处于正常执业状态；

（二）具有良好的国际声誉和市场认可度；

（三）在其所在国家或地区可以从事公开发行证券相关审计业务，并具备五年以上从事公开发行证券相关审计业务经验；

（四）财政部规定的其他条件或监管要求。

境外机构发行债券所提供的按照中国企业会计准则调节的差异调节信息应当经中华人民共和国境内具有证券期货业务资格的会计师事务所鉴证。

（二十） 境外会计师事务所接受境外机构委托对其在中华人民共和国境内发行债券相关财务报告进行审计的，应当接受财政部监管，并按照有关要求向财政部备案。境外会计师事务所所在国家或地区与财政部签署审计监管等效协议，或就发债签署专门审计监管合作协议的，按照协议约定执行。

（二十一） 境外会计师事务所应当至迟在境外机构提交发债申请前 20 个工作日向财政部进行首次报备，并在债券存续期间进行年度报备。

五、其他

（二十二） 为境外机构债券发行提供专业服务的承销机构、受托管理机构、信用评级机构、会计师事务所、律师事务所等专业机构及有关人员，应当勤勉尽责，严格遵守执业规范和职业道德，按规定和约定履行义务，并承担相应的法律责任。

（二十三） 财政部依法对承担相关财务报告审计业务的会计师事务所进行监管。对违反本办法规定和存在严重执业质量问题的境外会计师事务所，财政部有权采取责令其限期改正、公告等监管措施。

（二十四） 境外机构发行债券，应由境内及其所在国家或地区具有相关法域执业资质的律师事务所等法律顾问出具法律意见。境内事项应由按照《中华人民共和国律师法》执业的律师出具法律意见书。

（二十五） 境外机构债券发行人应当建立投资者保护机制，委托独立于发行人的境内机构在债券存续期内维护债券持有人的利益。相关独立机构应当勤勉尽责、独立公正履职，督促发行人落实重大事项信息披露、债券持有人会议召开等投资者保护机制。

(二十六) 境外机构发行债券若公开披露信用评级报告，其评级报告应由经认可的全国银行间债券市场评级机构出具。

(二十七) 交易商协会加强对境外机构在全国银行间债券市场发行债券的自律管理，负责制定外国政府类机构、国际开发机构、非金融企业法人等在全国银行间债券市场注册发行债券等相关规则及境外机构发行债券信息披露指引，并对发行人信息披露进行评议和后续监督，对不能按规定进行信息披露的，应及时报告中国人民银行。

六、附则

(二十八) 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区机构在全国银行间债券市场发行债券参照本办法执行。

(二十九) 本办法由中国人民银行会同财政部负责解释。本办法未尽事宜按照中国人民银行、财政部相关规定执行。

(三十) 本办法公布之前已在全国银行间债券市场获准发行或注册发行债券的境外机构可按照批准或注册时有关要求执行。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。